

交通基本法案 概要

交通は、国民生活及び経済活動にとって不可欠な基盤であるものの、交通に関する取組についての骨格となる枠組みが存在しないため、これまで個々の分野での個別対応に終始

- ・人口減少・少子高齢化の進展
- ・経済の低迷、国際競争力の低下
- ・過疎化、地方におけるバス・鉄道事業等の疲弊
- ・切迫した地球温暖化問題への対応
- ・大規模災害への備え



- ・国民目線・利用者目線に立った行政への転換

交通に関する取組についての骨格となる枠組みづくり＝交通基本法の必要性

目的

交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国等の責務を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る。

基本理念等

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| ①国民等の交通に対する基本的なニーズの充足 | ⑤連携等による施策の推進 |
| ②交通の機能の確保及び向上 | ⑥大規模災害発生時における交通の確保 |
| ③交通による環境への負荷の低減 | ⑦交通の安全の確保について交通安全対策基本法と十分に連携 |
| ④交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携 | |

責務

国、地方公共団体、事業者、施設管理者、国民など関係者それぞれの責務を定める。

交通基本計画

政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通に関する施策についての基本的な方針・目標、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策などを定めた交通基本計画を定めなければならない。

基本的施策

国及び地方公共団体が講ずる交通に関する基本的施策について定める。

- | | |
|----------------------------------------|-----------------------------------------|
| ①日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等 | ⑦総合的な交通体系の整備等 |
| ②高齢者、障害者、妊産婦等及び乳幼児を同伴する保護者の円滑な移動のための施策 | ⑧まちづくりの観点からの施策の促進 |
| ③交通の利便性向上、円滑化及び効率化 | ⑨観光立国の実現の観点からの施策の推進 |
| ④交通に関する事業に従事する者の育成・確保及び交通関連事業者の健全な育成発達 | ⑩関係者相互間の連携・協働の促進 |
| ⑤国際競争力の強化及び地域の活力の向上に必要な施策 | ⑪交通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進 |
| ⑥交通に係る環境負荷の低減に必要な施策 | ⑫国際的な連携の確保及び国際協力の推進 |
| | ⑬災害発生時における交通への支障の発生及び拡大の防止並びに災害からの迅速な復旧 |